

「市史の窓」No.46で、史料調査についてお願いしましたところ、早速観音堂の中川清さんがご連絡下さいました。同所の奥邦治・奥力松さん宅を訪問し、両氏所蔵史料の調査をおこなわせてもらいました。

江戸時代の観音堂村の文書・明治初期のもの、合せて、約四十点ほどで、点数は多くはありませんが、近世観音堂村の歴史を明らかにするためには、貴重なものなのです。そのうち、二、三の史料を紹介しましょう。

(一) 寛文十一(一七七一)年九月十四日の「為取替申一札之事」という文書があります。

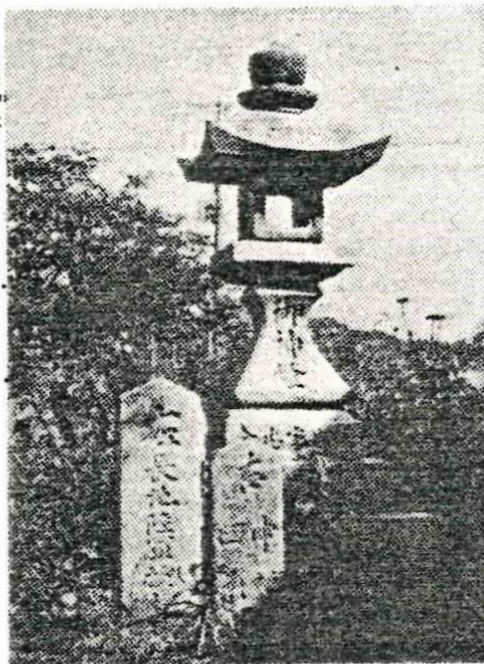
「市史の窓」No.46で、史料調査についてお願いしましたところ、早速観音堂の中川清さんがご連絡下さいました。同所の奥邦治・奥力松さん宅を訪問し、両氏所蔵史料の調査をおこなわせてもらいました。

め(の組織)の間の合意事項が書かれています。観音講には六人、念仏講には三人の年寄りがあって、観音講の指図で、両講が村の神事仏事をおこない、また夫役を出したり、宮山の下柴の

が数通あります。この跡役問題には、この両講の関係がからまっているようですが、幕末文久元(一八六一)年七月の「乍忍以書付御願奉申上候」という文書も、この両講についてのことを

観音堂の史料調査

市史の窓 No.50



配分など「無高下」おこな

ていくことが協議されています。

観音堂村の甲大明神・天神の宮造、言仕などについて、村内の観音講と念仏講という二つの宮座(神社及び宮寺の祭礼などを行うた

講や宮座は近世農村の村落構造のなかで、重要な役割をもっていますので、これらの文書をよく調べる必要があります。

(二) 明治六年十月二日「難波訴状」ほか、七、八点の文書も興味ある史料です。江戸時代末の観音堂村は醍醐(寺)領と難波家領に分れていました。難波氏は蹴鞠師範で著名な、京都の堂上家(貴族)で、観音堂に二二〇石、他の三カ村合せて、三百石の所領をもっていました。

明治維新により、封建領有制が廃止され、領主と領民という関係は解消されるわけですが、明治六年の一連の文書は、旧領主たる、難波家の借財について、明治以降も、その処理(返却)の責任が旧領民にかかってくるのに対して、訴訟をおこなっているわけです。旧家領の三カ村が連印して、出訴していますので、廢藩後の旧関係を知らることができ